

- ② 周知・広報
病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。
- ③ 関係機関との連携強化
病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。
- ④ サービス提供者の確保及び研修
看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。
- ⑤ 病児・緊急預かり等の実施
病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

(2) 委託先 民間団体（企画競争により選定）

(3) その他

ファミリー・サポート・センター事業との調整については別途連絡する予定。